

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
(1)～(88) 省略			(1)～(88) 省略		
(89) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第2条第6項の規定による第一種動物取扱業の登録証の再交付	動物取扱業登録証再交付手数料	1件につき1,100円			
(90)～(91) 省略			(89)～(90) 省略		
(92) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付	特定動物の飼養又は保管の許可証再交付手数料	1件につき1,100円			
(93) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定による犬又は猫の引取り	犬又は猫の引取り手数料	ア 生後60日以上 の犬又は猫 1頭又は1匹に つき4,000円 イ ア以外の犬又は 猫 1頭又は1匹に つき1,200円	(91) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定による犬又は猫の引取り	犬又は猫の引取り手数料	ア 生後60日以上 の犬又は猫 1頭又は1匹に つき2,000円 イ ア以外の犬又は 猫 1頭又は1匹に つき600円
(94)～(105) 省略			(92)～(103) 省略		